

(写)

平成30年11月21日

川越市上下水道事業管理者

福田 司 様

川越市上下水道事業経営審議会

会 長 青 木



下水道事業に係る受益者負担金及び分担金について（答申）

平成30年7月13日付け川総企発第253号をもって諮問のあった
標記の件について、次のとおり答申する。

1 川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する新たな負担区及び
負担金額について

負担区の名称は流域第5負担区とし、土地1平方メートル当たりの負
担金額は、諮問額と同額の930円とする。

2 川越市公共下水道事業分担金の額の変更について

土地1平方メートル当たりの金額は、流域第5負担区の負担金額と同
額（930円）とする。

なお、審議経過及び附帯意見については、下記のとおりである。

記

1 審議経過

本審議会は、川越市上下水道事業管理者から下水道事業に係る受益者
負担金及び分担金について諮問を受け、平成30年7月13日から11
月19日にかけて、都合5回にわたり慎重に審議を行った。

川越都市計画下水道事業に係る受益者負担金については、下水道が整備されることによる利益を受ける者から、下水道整備に要する費用の一部を求めるものである。

川越市では、前回の流域第4負担区から市街化調整区域の整備を開始し、今回、市街化調整区域の菅間地区の一部及び笠幡地区の一部が、新たに下水道事業計画区域に追加された。これら2地区の負担区の名称を流域第5負担区として設定し、土地1平方メートル当たりの負担金額である単位負担金額の算定については、整備に係る市の単独事業費を末端管渠事業費とし、これまでの負担区と同じ3分の1の負担率を乗じてから、受益者負担金の賦課対象となる面積で除した基礎額に、市街化区域の整備時における都市計画税額に相当する額を都市計画税反映額とし、これを加算するという算定式に基づいて審議が進められた。

加算する都市計画税反映額の計算方法としては、検討された事例の中で、市街化区域の整備時において充当された都市計画税額の充当率を参考にすることが最も妥当であり、その10年間の平均の充当率を算定に用いることが基本になるとの意見が多く出され、当該充当率を用いて算定した場合の単位負担金額は1,030円となった。

これに対し、所得が増えていない住民や低所得の住民もいること、これまでの負担区の単位負担金額については、過去の審議会において諮問額より答申額が低く抑えられてきた経緯があることなどの意見が出された。また、市街化調整区域は市街化区域と比較して敷地面積が広く、負担する受益者負担金が高額になることで下水道接続の意志を阻害し、接続率の低下を招く恐れがあるなど、10年間の平均の充当率を採用することに慎重な意見が述べられた。

これらの意見を踏まえ、流域第5負担区の単位負担金額は諮問額と同額の930円とすることとし、意見の一致をみた。

公共下水道事業に係る分担金については、川越市の下水道事業計画区域以外の区域から公共下水道に流入させようとする場合に下水道事業

費の一部を求めるものであり、受益者負担金を賦課、徴収している下水道事業計画区域内の住民との負担の公平性を図るため、流域第5負担区の単位負担金額と同額(930円)とすることとし、意見の一致をみた。

2 附帯意見

- (1) 受益者負担金制度と下水道接続への理解を求め、下水道接続率の向上に努めること。
- (2) 市街化区域と市街化調整区域の土地の利用実態等の違いを考慮し、将来的な受益者負担のあり方について検討すること。